

栄養表示基準

	平成15年4月24日	厚生労働省告示第176号
一部改正	平成16年2月26日	厚生労働省告示第38号
一部改正	平成16年3月25日	厚生労働省告示第126号
一部改正	平成17年1月31日	厚生労働省告示第16号
一部改正	平成17年7月1日	厚生労働省告示第310号
一部改正	平成21年12月16日	消費者庁告示第9号

(適用の範囲)

第1条 この基準は、販売に供する食品（専ら食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第8項に規定する営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く。以下単に「販売に供する食品」という。）につき、邦文により栄養表示をしようとする場合及び本邦において販売に供する食品であって邦文により栄養表示がなされたもの（以下「栄養表示食品」という。）を輸入する場合について適用する。

(栄養成分)

第1条の2 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第31条第1項に規定する栄養成分は、次の通りとする。

- 一 たんぱく質
- 二 脂質
- 三 炭水化物
- 四 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びリン
- 五 ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸

(表示事項)

第2条 法第31条第2項第1号の食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位（以下この条において「食品単位」という。）当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量
- 二 販売に供する食品につき表示しようとする栄養成分（栄養表示食品を輸入する場

合にあつては当該栄養表示食品に表示がなされた栄養成分)の当該食品単位当たりの量(前号に掲げる事項を除く。次条において「表示栄養成分の量」という。)

三 当該食品単位

四 当該食品単位が1食分である場合にあつては、当該1食分の量

2 食生活において別表第1の第1欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして次条の定めるところにより当該栄養成分の機能の表示をするもの(以下「栄養機能食品」という。)にあつては、栄養機能食品である旨、当該栄養成分の名称及び機能、1日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。

- 一 機能に関する表示を行っている栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準が示されている場合にあつては、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級(6歳以上に限る。)ごとの人口により加重平均した値に対する割合
- 二 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項

(表示の方法)

第3条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければならない。

- 一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に記載すること。
- 二 容器包装(容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。)の見やすい場所又は当該食品に添付する文書に記載すること。
- 三 容器包装(容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。)に記載する場合にあつては、容器包装(容器包装が包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように記載すること。
- 四 前条第1項第1号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に記載すること。
- 五 前号の一定の値又は下限値及び上限値(表示栄養成分の量にあつては、別表第2の第1欄に掲げるものに限る。次号において同じ。)は、同表の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる単位で記載すること。
- 六 第4号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあつては、別表第2の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第4欄に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあつ

ては、同表の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第1項第1号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸、コレステロール及び糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。以下同じ。）に係るものにあつては、同表の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた当該食品100g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品（以下「清涼飲料水等」という。）にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第5欄に掲げる量に満たない場合は、0とすることができる。

七 前条第2項の栄養成分の機能の表示は、別表第1の第1欄に掲げる栄養成分を含む食品であつて、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が、それぞれ同表の第2欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を記載して行うこと。

八 前条第2項の規定により表示する1日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第1の第1欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第4欄に掲げる量を超えるものであつてはならないこと。

九 前条第2項の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第1の第1欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならないこと。

2 前項第4号の規定にかかわらず、前条第1項第1号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であつて当該事項に係る前項第4号の一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができる。

3 栄養成分の機能の表示をする場合にあつては、次に掲げる表示をしてはならない。

一 別表第1の第1欄に掲げる栄養成分以外の成分の機能の表示

二 特定の保健の目的が期待できる旨の表示

（炭水化物の量の表示に関する特例）

第4条 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する炭水化物の量の表示については、糖質及び食物繊維の量の表示をもって代えることができる。この場合における前条の適用については、同条第1項第4号中「炭水化物」とあるのは、「糖質及び食物繊維」とする。

（高い旨の表示について遵守すべき事項）

第5条 別表第3の第1欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示（次条第1項に規定する含む旨の表示及び第7条第1項に規定する強化された旨の表示を除く。第3項において「高い旨の表示」という。）は、当該食品100g当たりの当該栄養成分の量（清

涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量)が同表の第2欄に掲げる量(清涼飲料水等にあつては、同表の第3欄に掲げる量)に満たず、かつ、当該食品100kcal当たりの当該栄養成分の量が同表の第4欄に掲げる量に満たない場合はしてはならない。

- 2 前項の栄養成分の量は、別表第2の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得るものとする。
- 3 高い旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第1項に規定する場合は、当該高い旨の表示を消さなければならない。

(含む旨の表示について遵守すべき事項)

第6条 別表第4の第1欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示のうち当該栄養成分を含む旨のもの(第3項において「含む旨の表示」という。)は、当該食品100g当たりの当該栄養成分の量(清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量)が同表の第2欄に掲げる量(清涼飲料水等にあつては、同表の3欄に掲げる量)に満たず、かつ、当該食品100kcal当たりの当該栄養成分の量が同表の第4欄に掲げる量に満たない場合はしてはならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の栄養成分の量について準用する。
- 3 含む旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第1項に規定する場合は、当該含む旨の表示を消さなければならない。

(強化された旨の表示について遵守すべき事項)

第7条 別表第4の第1欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量が強化された旨のもの(以下この条において「強化された旨の表示」という。)は、当該食品100g当たりの当該栄養成分の量(清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量)が当該他の食品に比べて強化された量が同表の第2欄に掲げる量(清涼飲料水等にあつては、同表の第3欄に掲げる量)に満たず、かつ、当該食品100kcal当たりの当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量が同表の第4欄に掲げる量に満たない場合はしてはならない。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の栄養成分の量について準用する。
- 3 強化された旨の表示をするに際しては、次の事項を表示しなければならない。
 - 一 当該他の食品を特定するために必要な事項
 - 二 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合
- 4 前項に規定する事項は、第3条第1項第1号から第3号までに規定する方法のほか、次の方法により表示しなければならない。
 - 一 前項第2号の栄養成分の量は、別表第2の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄に

掲げる単位で記載すること。

二 前項第2号の栄養成分の量又は割合は、別表第2の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた量に基づき計算して得られた当該量又は割合以下であること。

- 5 強化された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第1項に規定する場合は、当該強化された旨の表示を消さなければならない。
- 6 強化された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第3項に規定する事項を第4項に規定する方法により表示しなければならない。ただし、当該強化された旨の表示を消した場合は、この限りではない。

(含まない旨の表示について遵守すべき事項)

第8条 別表第5の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの（以下この条において「含まない旨の表示」という。）は、当該食品100g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第2欄に掲げる量以上である場合はしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、コレステロールに係る含まない旨の表示は、当該食品100g当たりの飽和脂肪酸の量が1.5g（清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの飽和脂肪酸の量が0.75g）以上であり、かつ、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10%以上である場合はしてはならない。ただし、当該食品1食分の量を15g以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が15%以下である場合は、この限りではない。
- 3 第5条第2項の規定は、前2項の栄養成分の量及び熱量について準用する。
- 4 含まない旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第1項及び第2項に規定する場合は、当該含まない旨の表示を消さなければならない。

(低い旨の表示について遵守すべき事項)

第9条 別表第6の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示（前条第1項に規定する含まない旨の表示及び次条第1項に規定する低減された旨の表示を除く。以下この条において「低い旨の表示」という。）は、当該食品100g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第2欄に掲げる量（清涼飲料水等にあつては、同表の第3欄に掲げる量）を超える場合はしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、飽和脂肪酸に係る低い旨の表示は、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10%を超える場合はしてはならない。

- 3 第1項に定めるもののほか、コレステロールに係る低い旨の表示は、当該食品100g当たりの飽和脂肪酸の量が1.5g（清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの飽和脂肪酸の量が0.75g）を超え、かつ、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10%を超える場合はしてはならない。ただし、当該食品1食分の量を15g以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が15%以下である場合は、この限りではない。
- 4 第5条第2項の規定は、前3項の栄養成分の量及び熱量について準用する。
- 5 低い旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第1項から第3項までに規定する場合は、当該低い旨の表示を消さなければならない。

（低減された旨の表示について遵守すべき事項）

第10条 別表第6の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの（以下この条及び次条において「低減された旨の表示」という。）は、当該食品100g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が当該他の食品に比べて低減された量が同表の第2欄に掲げる量（清涼飲料水等にあつては、同表の第3欄に掲げる量）に満たない場合はしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、コレステロールに係る低減された旨の表示は、当該食品100g当たりの飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が1.5g（清涼飲料水等にあつては、当該食品100ml当たりの飽和脂肪酸の量が0.75g）に満たない場合はしてはならない。
- 3 第5条第2項の規定は、前2項の栄養成分の量及び熱量について準用する。
- 4 低減された旨の表示をするに際しては、次の事項を表示しなければならない。
 - 一 当該他の食品を特定するために必要な事項
 - 二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合
- 5 第7条第4項の規定は、前項に規定する事項の表示の方法について準用する。
- 6 低減された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第1項及び第2項に規定する場合は、当該低減された旨の表示を消さなければならない。
- 7 低減された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第4項に規定する事項を第5項に規定する方法により表示しなければならない。ただし、当該低減された旨の表示を消した場合は、この限りではない。

（しょうゆに係る特例）

第11条 しょうゆのナトリウムに係る低減された旨の表示についての前条の適用については、同条第1項中「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」と、「満

たない場合」とあるのは「満たず、又は当該しょうゆのナトリウムの量が当該同種の標準的なしょうゆに比べて低減された割合が2割に満たない場合」と、同条第4項中「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」とする。

改正文（平成16年2月26日厚生労働省告示第38号） 抄
平成16年2月27日から適用する。

改正文（平成16年3月25日厚生労働省告示第126号） 抄
平成16年4月1日から適用する。

改正文（平成17年1月31日厚生労働省告示第16号） 抄
平成17年2月1日から適用する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、平成17年5月1日から適用し、この告示による改正前の栄養表示基準の定めるところにより栄養成分の機能の表示をする食品で、平成18年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この告示による改正後の栄養表示基準第2条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

改正文（平成17年7月1日厚生労働省告示第310号） 抄
公布の日から適用する。ただし、この告示による改正前の栄養表示基準の定めるところにより栄養表示をする食品で、平成18年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、この告示による改正後の栄養表示基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

改正文（平成21年12月16日消費者庁告示第9号） 抄
公布の日から適用する。ただし、経過措置として、改正前の栄養表示基準の定めるところにより栄養表示をする食品で、平成22年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
亜鉛	2.10mg	<p>亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。</p> <p>亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p> <p>亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。</p>	15mg	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>
カルシウム	210mg	<p>カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。</p>	600mg	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。</p>
鉄	2.25mg	<p>鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。</p>	10mg	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。</p>
銅	0.18mg	<p>銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。</p> <p>銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。</p>	6mg	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>
マグネシウム	75mg	<p>マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。</p> <p>マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を</p>	300mg	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本</p>

		助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。		品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.3mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	60mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.65mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	30mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビオチン	14 µg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	500 µg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンA	135 µg	<p>ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。</p> <p>ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p>	600 µg	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。</p> <p>妊娠3か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。</p>
ビタミンB ₁	0.30mg	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	25mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB ₂	0.33mg	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	12mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

ビタミン B ₆	0.30mg	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミン B ₁₂	0.60 μg	ビタミンB ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	60 μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミン C	24mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	1000mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミン D	1.50 μg	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	5.0 μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミン E	2.4mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	150mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
葉酸	60 μg	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	200 μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。

別表第2（第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
たんぱく質	g	窒素定量換算法	プラス・マイナス 20%	0.5g
脂質	g	エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法	プラス・マイナス 20%	0.5g
飽和脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	0.1g
コレステロール	mg	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	5mg
炭水化物	g	当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。 この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第1欄の区分に応じ、第3欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により測定すること。 1 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 2 水分 カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法	プラス・マイナス 20%	0.5g

糖質	g	当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質、脂質及び食物繊維の量にあつては、第1欄の区分に応じ、第3欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあつては、炭水化物の項の第3欄の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により測定すること。	プラス・マイナス 20%	0.5g
糖類	g	ガスクロマトグラフ法又は高速液体クロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	0.5g
食物繊維	g	高速液体クロマトグラフ法又はプロスキー法	プラス・マイナス 20%	
亜鉛	mg	原子吸光光度法、キレート抽出ー原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス 50%、マイ ナス 20%	
カルシウム	mg	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス 50%、マイ ナス 20%	
鉄	mg	オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス 50%、マイ ナス 20%	
銅	mg	原子吸光光度法、キレート抽出ー原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス 50%、マイ ナス 20%	

ナトリウム	mg (1000mg 以上の量を 記載する場 合にあって は、g を含 む。)	原子吸光光度法又は誘導結 合プラズマ発光分析法	プラス・マイナス 20%	5 mg
マグネシウム	mg	原子吸光光度法又は誘導結 合プラズマ発光分析法	プラス 50%、マイ ナス 20%	
ナイアシン	mg	高速液体クロマトグラフ法 又はナイアシン定量用基礎 培地法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
パントテン酸	mg	微生物定量法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
ビオチン	μg	微生物定量法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
ビタミンA	μg	吸光光度法又は高速液体ク ロマトグラフ法	プラス 50%、マイ ナス 20%	
ビタミンB ₁	mg	高速液体クロマトグラフ法 又はチオクローム法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
ビタミンB ₂	mg	高速液体クロマトグラフ法 又はルミフラビン法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
ビタミンB ₆	mg	微生物定量法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
ビタミンB ₁₂	μg	微生物定量法	プラス 80%、マイ ナス 20%	
ビタミンC	mg	2・4-ジニトロフェニルヒ ドラジン法、インドフェノー	プラス 80%、マイ ナス 20%	

		ル・キシレン法、高速液体クロマトグラフ法又は酸化還元滴定法		
ビタミンD	μg	高速液体クロマトグラフ法	プラス 50%、マイナス 20%	
ビタミンE	mg	高速液体クロマトグラフ法	プラス 50%、マイナス 20%	
葉酸	μg	微生物定量法	プラス 80%、マイナス 20%	
熱量	kcal	修正アトウォーター法	プラス・マイナス 20%	5 kcal

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
たんぱく質	15g	7.5g	7.5g
食物繊維	6g	3g	3g
亜鉛	2.10mg	1.05mg	0.70mg
カルシウム	210mg	105mg	70mg
鉄	2.25mg	1.13mg	0.75mg
銅	0.18mg	0.09mg	0.06mg
マグネシウム	75mg	38mg	25mg
ナイアシン	3.3mg	1.7mg	1.1mg
パントテン酸	1.65mg	0.83mg	0.55mg
ビオチン	14 μ g	6.8 μ g	4.5 μ g
ビタミンA	135 μ g	68 μ g	45 μ g
ビタミンB ₁	0.30mg	0.15mg	0.10mg
ビタミンB ₂	0.33mg	0.17mg	0.11mg
ビタミンB ₆	0.30mg	0.15mg	0.10mg
ビタミンB ₁₂	0.60 μ g	0.30 μ g	0.20 μ g
ビタミンC	24mg	12mg	8mg
ビタミンD	1.50 μ g	0.75 μ g	0.50 μ g
ビタミンE	2.4mg	1.2mg	0.8mg
葉酸	60 μ g	30 μ g	20 μ g

別表第4（第6条、第7条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
たんぱく質	7.5g	3.8g	3.8g
食物繊維	3g	1.5g	1.5g
亜鉛	1.05mg	0.53mg	0.35mg
カルシウム	105mg	53mg	35mg
鉄	1.13mg	0.56mg	0.38mg
銅	0.09mg	0.05mg	0.03mg
マグネシウム	38mg	19mg	13mg
ナイアシン	1.7mg	0.8mg	0.6mg
パントテン酸	0.83mg	0.41mg	0.28mg
ビオチン	6.8 μ g	3.4 μ g	2.3 μ g
ビタミンA	68 μ g	34 μ g	23 μ g
ビタミンB ₁	0.15mg	0.08mg	0.05mg
ビタミンB ₂	0.17mg	0.08mg	0.06mg
ビタミンB ₆	0.15mg	0.08mg	0.05mg
ビタミンB ₁₂	0.30 μ g	0.15 μ g	0.10 μ g
ビタミンC	12mg	6mg	4mg
ビタミンD	0.75 μ g	0.38 μ g	0.25 μ g
ビタミンE	1.2mg	0.6mg	0.4mg
葉酸	30 μ g	15 μ g	10 μ g

別表第5（第8条関係）

第1欄	第2欄
脂質	0.5g
飽和脂肪酸	0.1g
コレステロール	5mg
糖類	0.5g
ナトリウム	5mg
熱量	5kcal

備考

ドレッシングタイプ調味料（食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、糖類、糊料、香辛料等を加えて調製したものであって、主としてサラダ料理等に使用する半固形状又は液状の調味料（食用油脂を原材料として使用していないものに限る。）をいう。）については、脂質の項中「0.5g」とあるのは、「3g」とする。

別表第6（第9条、第10条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
脂質	3g	1.5g
飽和脂肪酸	1.5g	0.75g
コレステロール	20mg	10mg
糖類	5g	2.5g
ナトリウム	120mg	120mg
熱量	40kcal	20kcal